

輪島市土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 11 月 3 日 輪島市告示第 158 号

(目的)

第 1 条 この告示は、石川県の令和 6 年能登半島地震復興基金を活用し、令和 6 年能登半島地震(これに伴う余震を含む。)により被災した土砂災害特別警戒区域等内における住宅の再建に要する費用に対し、予算の範囲内において、輪島市土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、生活の再建を支援することを目的とする。

2 この告示に基づく補助金の交付については、この告示に定めるもののほか、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域等 次に掲げる区域をいう。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ 法第 4 条第 2 項の規定により石川県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域

(2) 賃貸住宅 次のいずれにも該当しない住宅であって、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者の仲介により賃貸人と賃貸借契約を締結した賃借人が自己の居住の用に供するものをいう。

ア 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別

措置法(平成 17 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する公的賃貸住宅等

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅又は寄宿舍

ウ 賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する共同居住型賃貸住宅

(3) 被災住宅 令和 6 年能登半島地震による被災生活再建支援制度の対象となる自己用住宅(賃貸住宅を除く。)をいう。

(4) 住宅補強工事 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 80 条の 3 の規定に基づく建築物の構造方法とするための工事をいう。

(補助対象者及び補助事業)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅に区域指定前から居住していること。

(2) 被災住宅について、罹災の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のいずれかに該当し、かつ、罹災者の区分が所有者となっている罹災証明書の交付を受けていること。

(3) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

2 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、住宅移転費支援事業及び住宅補強費支援事業とする。

3 住宅移転費支援事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 被災住宅の除却を行うこと。

(2) 居住者が法第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域外に移転すること。

- (3) 前号に規定する移転先が石川県内であること。
 - (4) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。
- 4 住宅補強費支援事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 被災住宅の存する敷地でやむを得ず建替え等(部分建替えを含む。)を実施すること。
 - (2) 前号に規定する建替え等に係る被災住宅又は被災住宅の部分が、建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定が適用される区域に存することにより、当該被災住宅又は被災住宅の部分の住宅補強工事を行うこと。
- 5 補助金は、前 2 項に規定した要件を備えていることを確認できた場合は、交付決定前に着手又は完了している場合も交付の対象とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 算出した補助金の交付額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 他の制度による補助金等(支援金や義援金を除く。)の交付を受ける場合は、経費から他制度による補助金等の額を差し引いた額を、本事業における補助金の交付の対象とする。
- 4 補助金の交付を受けようとする者は、交付の対象となる経費に係る費用がより低廉となるよう努めるものとする。
- 5 同一の被災住宅に複数の世帯が同居している場合、生計を別としている場合を除き、当該所有者の 1 世帯に対し、補助金を交付するものとする。

(補助事業の認定)

第 5 条 補助対象者は、補助事業の着手前に補助事業認定申請書(様式第 1 号又は様

式第2号)に関係書類を添付の上、市長に提出し、補助事業の認定を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業認定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請をした申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助事業の認定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(報告)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の進捗について報告を求めることができる。

(事業の内容変更)

第7条 補助対象者は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付の上、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく、補助事業の対象となる行為を著しく遅延し、又は廃止したとき。

(3) 補助事業の実施方法が適当でないと認めるとき。

(4) 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(5) その他市長が特に適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定を取り消したときは、補助対象者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して15日以内又は市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に関係書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、必要に応じて調査を行った上で、その結果を補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(市長の指示)

第11条 市長は、補助対象者に対し、補助事業の内容及び補助金の使用に関し、必要があると認めるときは、その改善を指示することができるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 住宅移転費支援事業について、被災住宅除却後の跡地に不適正な管理が判明したとき。

(4) 補助金の交付決定又は交付後に補助事業の要件を備えていないことが判明したとき。

(5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(6) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助金及び補助事業に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(賠償責任)

第 14 条 補助事業に係る工事に関して交付決定者及びその関係者に生じた損害については、市は、その責を負わない。

(雑則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

別表(第4条関係)

補助事業	経費	経費の内容		補助額
住宅移転費 支援事業	住宅除却 費等	被災住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費(がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。)		当該経費に相当する額の合計(ただし、300万円を限度とする。)
	移転経費	移転に要する経費で右に定めるもの	建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に附帯して要する経費	
			賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃貸費(1年間とし、共益費、光熱水費、駐車場代、自治会費その他これらに類する経費を除く。)	
	住宅の建設・購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費	新たに住宅の建設又は購入する際に要する経費	
			移転先の土地購入に要する経費	
			空き家等の改修に要する経費	
住宅補強費 支援事業	住宅補強工事に要する費用		当該経費に相当する額の合計額に2分の1を乗じて得た額(ただし150万円を限度とする。)	
	住宅補強工事のための設計に要する費用			